

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令について

令和元年6月
特許庁総務課
独立行政法人工業所有権情報・研修館室

1. 改正の背景及び概要

平成31年3月12日付けで、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）」が改定され、法人による自己評価を、法人自身による業務の改善により活用しやすくする観点から、通則法32条第2項に定める報告書（以下、「業務実績等報告書」という。）の項目単位に関して、「可能な限り最小の単位で評価を行う。」との記載が削除され、「事務・事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う。」とされた。

上述の改正経緯を踏まえ、業務実績等報告書の必要的記載事項、公表の方法などを規定している「独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」（平成13年経済産業省令第102号。以下「INPIT 財会省令」という。）を改正する。

2. 具体的な改正の内容

業務実績等報告書（INPIT 財会省令第5条）（通則法第32条第2項関係）

- ・ INPIT 財会省令第5条に定められている評価単位について「計画に定めた項目ごとに」等の記載を削除し「事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする」等の記載の追加を行う。

以上